

# 教師条例

(一九九一年六月二十九日)  
条例公示第十七号

改正

①二〇〇〇・六・二七条例公示一一  
②二〇〇五・六・二八条例公示一一

(趣旨)

**第一条** この条例は、本派の教師について必要な事項を定める。

(教師)

**第二条** 教師は、僧侶であつて、教法をひろめ、儀式を執行する資格を有する者をいう。

(補任)

**第三条** 教師は、教師検定に合格し、教師修練の課程を経た者について、宗務総長が補任する。

(欠格事由)

**第四条** 次の各号の一に該当する者は、これを教師に補任することができない。

一 満二十歳に満たない者

二 成年被後見人又は被保佐人でその取消しを得ない者

(第一〇編) 教師条例

三 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者

四 懲戒処分中の者

(教師検定)

**第五条** 教師検定は、教師補任の資格を考査し、試験による検定と無試験による検定の二とする。

2 満十八歳に満たない者及び懲戒処分中の者は、教師検定を受けることができない。

(教師検定委員会)

**第六条** 教師検定は、教師検定委員会が行う。

(教師の等級及び称号)

**第七条** 教師の等級及び称号は、次のとおりとする。

一級 大僧正

二級 権大僧正

三級 僧正

四級 権僧正

五級 大僧都

六級 権大僧都

七級 僧都

八級 権僧都

九級 律師

十級 権律師

十一級 法師位

十二級 満位

十三級 入位

(初補)

第八条 教師補任の初めは、入位とする。

(陞補)

第九条 宗務総長は、教師であつて、その功績顕著な者を陞補することができる。

(教師審査委員会)

第十条 教師の補任及び陞補の資格を審査するため、教師審査委員会を置く。

(達令等への委任)

第十一条 この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、一九九一年七月一日から施行する。
- 2 一九九一年六月三十日現在、教師を有した者は、この条例により教師を有する者とみなす。

3 一九九一年六月三十日までに、従前の規定により教師検定に合格していた者は、この条例による教師検定に合格したものとみなす。

4 一九九一年六月三十日までに、従前の規定により教師修練の課程を修了していた者又は修了に至るまでの者は、それぞれこの条例による教師修練の課程を修了した者又は修了に至るまでのものとみなす。

5 第九条の規定にかかわらず、女子の教師の陞補については、一九九二年七月一日からこの条例を適用する。

6 開教区在住僧侶の教師補任に関する特別措置条例(一九八六年条例公示第十号)第一条中「教師条例(一九六七年条例第百五十五号。以下同じ)第二条」を「教師条例(一九九一年条例公示第十七号。以下同じ)第三条」に、第三条中「教師条例第二条」を「教師条例第三条」に、それぞれ改める。

附 則 (二〇〇〇年六月二七日条例公示第一一号)

この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (二〇〇五年六月二八日条例公示第一一号) 抄

この条例は、二〇〇五年七月一日から施行する。